

中国官憲によるウイグル人への人権弾圧と日本国内における
不法監視や脅迫に嚴重抗議を求める意見書

中国の新疆ウイグル自治区において、100万人以上のウイグル人等が再教育キャンプに強制収容され、イスラム教徒のウイグル人に対する中国化の洗脳教育や、一部で強制労働が行われていると世界各国の調査機関や複数の人権団体から非難される中、中国は北京冬季オリンピックを開催した。

日本ウイグル協会など中国政府の弾圧に反対する団体は、人権弾圧が継続する中国で当該大会が開催されることは、オリンピック憲章の精神に反するとして、中国に対する強い抗議活動を行っている。

さらに、国際人権団体であるアムネスティ・インターナショナルは、中国政府が人道に対する罪を犯しているとする報告書を公表した。報告書の中で、中国政府がウイグル族やカザフ族などイスラム教徒の少数民族に対し、集団拘束や監視、拷問をしていたとして、国連に調査を要求するとともに、「地獄のような恐ろしい光景を圧倒的な規模で作出した」、「物すごい人数が収容所で洗脳、拷問などの人格を破壊するような扱いを受け、何百万もの人が強大な監視機関におびえながら暮らしており、人間の良心が問われている」と中国政府を非難している。

これらの抗議活動や国際社会の非難に反し、中国政府は一貫して人権侵害の事実を否定している。

また、在日ウイグル人の実名による告発では、中国政府による新疆ウイグル自治区の親族を人質に取るかのような脅迫の実態を証言し、身の危険を感じながら日本国民や国際社会に対し、抗議の声を上げ続けている。

よって、政府においては、特に下記事項の具体的な実現について必要な措置を早急に講じるよう強く要望する。

記

- 1 日本国政府は、2月1日に衆議院で新疆ウイグル自治区などの人権問題に懸念を示す決議を採択したが、中国政府に対して実効性ある強い抗議行動を行うこと。
- 2 中国官憲と思われる中国人による日本国内のウイグル人への脅迫的行動の取締りを警察庁に指示し、安心安全な生活を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

内閣総理大臣
外務大臣 宛て（各通）
防衛大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和

北朝鮮拉致被害者の現状調査と早期救出，ミサイル発射への 対抗措置を求める意見書

昨年12月、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会長として救出活動に心血を注いできた飯塚繁雄さんが、横田滋前会長に続き御病気で御逝去され、その心中を察すれば一歩も進まない救出に対し、残念の極みである。

現在、拉致被害者横田めぐみさんの弟である横田拓也さんが会長職を継ぎ、署名活動をはじめ、国際社会に北朝鮮における人権無視の犯罪を訴え、政府が認定した12名と北朝鮮に拉致されたと思われる特定失踪者875名の全員救出を目指し、日夜力を尽くされている。

しかしながら、北朝鮮の動向や我が国への対応、被害者の置かれている現況、日本政府の考えや方針、交渉の実態や展望が全く不明であり、このような曖昧で不透明な日朝関係を続けることは、北朝鮮を一層利するものである。

日本国政府は、家族会をはじめ救出に努力する関係団体、国民に対し、救出に向けた決意と明確な方針を示し、被害者及び特定失踪者の現状調査に早急に取り組むべきである。

また、北朝鮮はこれまでの非核化に向けた六か国協議やアメリカとの二国間協議などの交渉期間を利用して、核実験やミサイル発射を行い、その技術と精度を上げ、金正恩は自国を核強国と公言し、国際社会への緊張と挑戦を続けている。

そして、世界がコロナ禍で混乱する中、国連安全保障理事会決議違反を承知の上で、今年1月だけでも鉄道部隊や潜水艦などから中・長距離の多様な攻撃的ミサイルを日本海に向け7回発射し、国際社会やアメリカ・日本に対して自国の存続と安全保障、制裁緩和をアピールしている。

しかしながら、ミサイルに搭載可能な核爆弾の小型化への完成が近づいており、多種にわたるミサイルの射程圏内にある日本は、北朝鮮の暴発など想定外の重大な危機をはらみ、国民の安全と安心が日常的に脅かされることとなる。

よって政府においては、下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 北朝鮮の拉致に対する動向や被害者の現状、日本政府の方針や展望、各種調査の情報を公開すること。
- 2 北朝鮮に対し、国際社会と連携し、経済制裁の抜け道を防ぎ、実効性ある制裁を強化するとともに、各種ミサイルに対応できる防衛力の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣 宛て（各通）
拉致問題担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩和

成年年齢引下げやデジタル化の進展等に伴う消費者被害対策の強化を
求める意見書

令和4年4月1日から民法の成年年齢が引き下げられ、法律上18歳になると成年と認められるようになり、親権者の同意なく単独で携帯電話の購入や不動産の賃貸契約等ができるようになる。

その一方で、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤とされていた未成年者取消権が失われることになり、未来のある若者が悪質事業者のターゲットになることが懸念される。

改正前の現在でも、未成年者取消権が行使できなくなる20歳になるとマルチ商法の被害相談が急激に増加するほか、クレジットカードを作成して多額の借金をしてしまい、返済に苦慮する若者が存在している。成年年齢が引き下げられると、このような問題が18歳から発生することは容易に想定され、アルバイト経験もない高校生がターゲットにされれば、より深刻な被害が発生することが懸念される。そのため、成年年齢引下げに伴う消費者被害の拡大を予防し、救済する手当てが必要である。

また、デジタル化の進展やコロナ禍の外出自粛の影響等により、インターネットでの多様な商取引が行われるようになり、利便性の向上によって消費者に利益のある一方、偽物が届くなど新たな消費者被害が拡大している。

よって、政府においては、成年となった若者の活躍を妨げないよう下記事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 成年年齢引下げに対応する消費者教育の充実をこれまで以上に進めること。
- 2 判断力・知識・経験等の不足に付け込んで消費者契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘について、早急に消費者契約法の取消権を追加すること。
- 3 新しい商取引の拡大に対応し、消費者への十分な情報提供及び意識啓発、悪質な事業者への迅速な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

内閣総理大臣
消費者及び食品安全担当大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和

地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書

少子高齢化や人口減少の進展により、あらゆる現場で人手不足や後継者不足が叫ばれる中で、新しい地域社会の構築は、地方自治体にとって喫緊の課題となっている。今後は、新型コロナウイルスなどの感染症の蔓延を防ぐ上で、人と人の直接的な接触を低減させることが必要となり、働き方や教育、医療や福祉といった日常生活の現場の変容が求められている。

政府が取り組むデジタル田園都市国家構想をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中においても、誰一人取り残されないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資する取組を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会の構築に努めなければならない。

よって、政府においては、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を図るため、下記事項について特段の取組を実施するよう強く要望する。

記

- 1 感染症の拡大防止や不登校児童生徒への柔軟な対応など、全ての地域で全ての子どもが安心して学ぶことができるように、リモート授業を可能にする通信環境等の整備を図ること。また、デジタル教材や通信料の無償化など、各家庭の状況に配慮した対応について、所要の措置を講じること。
- 2 適時適切な医療を受けられる機会を増やすためには、かかりつけの医師によるオンライン診療が重要となる。全ての住民がかかりつけの医師とつながり、オンライン診療を身近に受けられるよう各地域へ適切に医師を配置し、かかりつけの医師の意義と役割に係る広報などの取組強化に努めること。
- 3 地域の新しい兼業農家やデジタル人材の確保に向け、転職なき移住を実現するためのテレワークを拡大すること。また、サテライトオフィスの整備などに対し、補助金等の拡充や税制の優遇措置を講じること。さらには移住者への住宅取得支援や通信料金の軽減など、新しい分散型社会の構築に向けた総合的な取組を強化すること。
- 4 持続可能な地域の医療と介護により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護及び看護分野における人材不足の解消に資するICT技術を用いた支援機器の開発と実証実験への支援を拡充すること。また、当該支援機器の現場への適時的確な導入を促進するために、人員配置基準の緩和が適切かつ迅速に図られる体制を整備すること。
- 5 政府は、高齢化が進行する中山間地域における生活の足などを確保するため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験を平成29年度から全国18か所で実施してきた。こうした技術面やビジネスモデル等に関する実験結果を踏まえ、各地域住民の安全で安心な移動が確保できるよう、実装配備について導入要件の検討や補助事業の創設などに早急に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

内閣総理大臣
地方創生担当大臣
デジタル大臣 宛て（各通）
新型コロナ対策・健康危機管理大臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩和

介護職員の処遇改善に関する手続の簡素化と対象職種の拡大を 求める意見書

近年の超高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増加する一方で、現場では、介護職員の人材確保に大変苦慮している状況である。さらに、今般のコロナ禍においても介護サービスの提供を堅持し、介護職員のエッセンシャルワーカーとしての重要性が再認識されるとともに、その処遇改善が大いに求められている。

政府では、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代を开拓のための経済対策」において、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等の収入を3%程度引き上げるための措置を実施することを決定し、令和4年10月以降に臨時の報酬改定を行い、所要の措置を講じることとしている。

地域の介護サービスを持続可能なものとするためには、これらの取組とあわせ、原則3年ごとに行う公的価格の改定も含め、制度の簡素化や介護報酬の運用について、事業所ごとに柔軟な対応を進めることも重要である。

よって、政府においては、下記事項について速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 令和4年10月以降の臨時の介護報酬改定において新設される新たな加算については、現行の2つの加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算）の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続の簡素化に最大限努めること。
- 2 介護職員等特定処遇改善加算の配分方法については、その対象者に事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算との整合性を踏まえた上で、介護職員の勤続年数や施設内でのキャリア検定制度などを組み合わせた人件費をベースとし、事業所ごとに介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続の簡素化を図ること。また、人材確保に向けた事業者に対する裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月24日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て（各通）
衆参両院議長

水戸市議会議長 須田 浩 和